

令和4年度 第2回安城市都市計画審議会議事録

日時：令和4年11月16日（水）午後1時30分～

場所：安城市役所本庁舎3階 第10会議室

開会

1 副市長あいさつ

2 議題

第一部（1）第三次安城市都市計画マスタープランの中間見直しについて

【都市計画課】

〈担当課からの説明〉

【鈴木会長】

議題 第一部の第三次安城市都市計画マスタープランの中間見直しについて、何か御意見御質問などがございましたら発言をお願いいたします。

【古庄委員】

資料の説明ありがとうございました。2点質問がございます。1点目は、P9以降説明されました今回の防災の見直し、主に水災害についてでしたが、水災害以外の災害については見直しはされないのでしょうか。

もう1点は、今年の5月に豊田市で発生した取水設備の大規模漏水が記憶に新しいかと思いますが、老朽化した設備のメンテナンスなど、防災指針の見直しにおいて豊田市の例をどのように取り入れられて反映されているのか、もしあれば教えていただきたいと思えます。

【都市計画課】

1点目の水災害以外の災害の見直しについて、水災害以外ですと地震などのハザードや液状化現象などもあります。しかしながら、液状化現象は発生確率が非常に低く、地層などの構成によって起こる可能性がどの程度の未来に起こるのかわかりづらいということ、地震自体がどこで発生するか、未知のものが多いたことが現状です。

そして、今、前の画面に示している図面は地震が起きた際に液状化の発生が想定されるエリアです。極めて高いのが、赤色の東端エリアの水田などのエリアになります。それから小川町の田んぼのエリア、別所のエリアになります。あとは里・東栄町の水田のエリアなどが発生する確率が高いということで、居住誘導区域の中では想定される場所はほぼありませんので、今回は水災害のみ中心に定めております。

豊田の取水口で起きた大規模漏水などの設備のメンテナンス等につきましては、当然さまざまな場所で洪水に対する施設整備など、過去に作った施設等がありますので、それらの老朽化については、各専門部署と調整を行って、時期が来るものは施策の中に含めてい

きたいと思っております。

【古庄委員】

私も市民代表として参加させていただいております。どちらかというところそういった視点の方が、市民の方は興味があると思いますので、そういった視点を入れたほうがよいのではと思いました。

【市川委員】

学校ですと暴風警報とか特別警報はお休みになりますが、今のところ大雨警報や洪水警報では各校長の判断でお休みになるという形になっていると思います。同じ市内でも地区ごとに危険な区域というのは違うと思いますので、その辺の情報を学校側としっかり共有を図っていただきたいなと思っています。子ども達は大雨でも歩いて学校まで行きますので、そのあたりを踏まえて共有を図っていただきたいと思っています。

あわせて、皆さまも感じていると思いますが、コロナ禍で地区の町内会など近所付き合いもすごく薄くなってきていて、近所との交流が少なくなると災害が起きた時になんらかの支障が出てくると思っています。そのため、どの地区でも課題だと思いますが、災害時に大きな影響が出ないように、情報の共有化をどういう形でしていくのが、より早くより正確な情報をより多くの人に伝えられるかということ、安城の中でも具体的な案として考えていかないといけないのかなと思っています。

【都市計画課】

ご意見ありがとうございます。大雨警報や大雨が降れば洪水のリスク等も発生しますので、地区ごと学区ごとに、学校教育課及び現場等と都市計画の指針ができた際には共有化をさせていただきますし、危機管理課から防災ハザードマップ等が既に地域の方で共有されていると思っております。またさらに、この防災指針ができた際にはPRして参りたいと思います。合わせて地区町内会等にもこういった情報の共有化を図って参りたいと思っております。

【柴田委員】

細かい状況を知ることができました。ありがとうございます。

質問ですが、対策としてハード・ソフトの部分について、もちろんハード整備は時間がかかるので、その中でソフト施策の「地域住民や企業等の防災意識の向上」ということですが、意識の向上は大変難しいと思います。

先ほど市川さんがおっしゃっていたように、コミュニティの部分もそうなんですけれども、たとえば子どもが地域の学校に通っているとすると、そこで情報が得られますし、会社に属していれば会社で情報がありますが、いろいろな働き方もあるので高齢の方やフリーランスの方などコミュニティに属していない方も増えていると思いますし、そういった方が孤立しやすいのかなと思います。それらについての対策や今後取り組みがあれば教えてください。

【都市計画課】

まず現在、国・県・市によるハード整備を進めていることに加えまして、民間企業や市民とともに水田貯留という、まず川に流す前に一度溜めてから徐々に出していく取り組みを行っています。また雨水浸透設備の整備を進めております。こういったことと合わせまして、市民が主体となって手作りハザードマップを自分たちの地域で作成を行うなど、市民の適切な避難によって死者を出さない、逃げ遅れ0を目指して、自分たちのエリアのハザードマップを作って認知していこうという取り組みもありますので、そういった施策も含めて進めて参りたいと思います。

加えまして紙媒体だけでなく、情報の多重化としてLINEを活用するとか、お子さんであれば学校等のタブレットなどにも情報がいくようにして参りたいと思います。

【木村委員代理 福岡様】

1 点伺いたいと思います。スライドの最後に具体的な取組を列記いただいていると思うのですが、ハザードリスクの話となったところ、3m以上浸水するところもあるということで、ハザードのリスクの程度に応じた対策、例えば、3m超えるところは重点化を図るなど検討いただきまして、それが分かるような表記にさせていただけたらと思っております。

また細かいのですが、机上に配布いただきました資料 P37 に、洪水（想定最大規模）という欄があります。その2行目から”1000年に1度の降雨に対応できるようなハード整備を行うとすると、規模が大きくなる…”と、仮定としてであるものの、ハード整備を行うとするとという記述がありますが、実際には想定最大規模の災害へのハード対策は現実的に考えられないものですから、そのあたりを誤解がないようにソフト中心にやっていくという表現にすることを検討いただければいいかなと思います。

【都市計画課】

1 点目につきましては、おっしゃられますとおり、避難対策の充実ですとか地域における共助を促進するためのソフト施策が重要になってくると考えております。現在のハード整備の進捗状況を確認しながらそのようなことを記載していきたいと思っております。

2 点目につきましては、おっしゃられるとおり、最終的にはソフト施策による対応が非常に重要となってきますので、その重要性についての記載を検討していきたいと思っております。

【鈴木会長】

ありがとうございました。一通りご発言が出たかと思っておりますので、議題1については、提案通り決定するという事で意義はありませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議題 第一部「第三次安城市都市計画マスタープランの中間見直しについて」については、異議なしということで、採択させていただくことといたします。本日の議題の第一部については終わりました。一旦、進行を事務局にお返ししたいと思います。

第二部（1）特定生産緑地の指定について（諮問）

【都市計画課】

〈担当課からの説明〉

【鈴木会長】

議題 第二部（１）特定生産緑地の指定について（諮問）について、何か御意見御質問などがございましたらよろしくお願いたします。

【荻須委員】

資料 P7 にてお伺いしたと思います、令和 4 年 12 月 解除 3 団地 約 3.0ha ですがけれども、先程の説明では所有者の方の意向が変わったということがございます。これは土地所有者の意向によって解除にできるのは、まだ令和 4 年の 12 月に到達していないから意向の変更ができるということか。令和 4 年の 12 月が過ぎたらいくら所有者の意向が変わったとしてもその意志で解除ができないと理解しているのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

【都市計画課】

おっしゃる通りでございます。令和 4 年 12 月をもって 30 年経ちますので、この 30 年を境に以降は、自由な意向で解除はできませんが、それに至る前まではまだ 30 年未満でございますので、希望によっては解除することが可能です。

【鈴木会長】

ではご発言がないということですので、議題 第二部（１）については、提案通りこれを決定ということによろしかったでしょうか。

ありがとうございます。それでは議題 第二部（１）特定生産緑地の指定について（諮問）については、異議なしということで答申することといたします。

これを持ちまして本日の議題はすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

3 その他

- ・次回以降の都市計画審議会の開催予定について説明。

閉会